

中華人民共和國 價格法

1997年12月29日第8期全國人民代表大會常務委員會第29回會議採択

同日國家主席令第92號公布

1998年5月1日施行)

第1章 總則

第1条 價格行為を規範化し、價格による資源の合理的配置の役割を發揮させ、市場價格の全体水準を安定化させ、消費者及び經營者の適法な權益を保護し、かつ、社會主義市場經濟の健全な發展を促進するため、この法律を制定する。

第2条 国内において生ずる價格行為には、この法律を適用する。この法律における價格には、商品價格及びサービス價格が含まれる。「商品價格」とは、各種有形製品及び無形資産の價格をいう。「サービス價格」とは、各種有償サービスの受取費用をいう。

第3条 国は、マクロ經濟調整の下で、主として市場により價格を形成するというメカニズムを実行し、かつ、着実に完全なものとする。價格の制定は價值法則に適合しなければならない。大多数の商品及びサービスの價格については、市場調節價格を実行する。ごく少数の商品及びサービスの價格については、政府指導價格又は政府決定價格を実行する。

「市場調節價格」とは、經營者が自主的に制定し、市場競争を通じて形成される價格をいう。

「經營者」とは、商品の生産若しくは經營又は有償サービスの供与に従事する法人その他組織及び個人をいう。

「政府指導價格」とは、この法律の規定により政府の價格主管部門その他の關係部門が價格決定の権限及び範囲に従い基準價格及びその浮動幅を定め、經營者を指導して制定させる價格をいう。

「政府決定価格」とは、この法律の規定により政府の価格主管部門その他の関係部門が価格決定の権限及び範囲に従い制定する価格をいう。

第4条 国は、公平公開及び適法な市場競争を支持促進し、正常な価格秩序を維持保護し、価格活動に対し管理監督及び必要な調整コントロールを実行する。

第5条 国務院の価格主管部門は、全国の価格業務について統一的に責任を負う。国務院のその他の関係部門は、各自の職責範囲内において、関係する価格業務に責任を負う。県級以上の地方各級人民政府の価格主管部門は、当該行政区域内の価格業務に責任を負う。県級以上の地方各級人民政府のその他の関係部門は、各自の職責範囲内において、関係する価格業務に責任を負う。

第2章 経営者の価格行為

第6条 商品価格及びサービス価格については、第18条の規定により政府指導価格又は政府決定価格を適用する場合を除き、市場調節価格を実行し、経営者がこの法律により自主的に制定する。

第7条 経営者は価格を決定する際に、公平適法及び信義誠実の原則を遵守しなければならない。

第8条 経営者が価格を決定する基本的根拠は、生産経営原価及び市場の供給需要状況である。

第9条 経営者は生産経営管理を改善し、生産経営原価を低下させ、消費者のため価格が合理的な商品及びサービスを供与し、かつ市場競争において適法な利益を取得するよう努力しなければならない。

第10条 経営者はその経営条件に基づき、内部価格管理制度を確立して健全なものとし、商品及びサービスの生産経営原価を正確に記録し、及び査定しなければならない。虚偽を弄してはならない。

第11条 経営者は価格活動をする際に、次に掲げる権利を享有する。

1. 市場調節に属する価格を自主的に制定すること。
2. 政府指導価格所定の幅内において価格を制定すること。
3. 政府指導価格及び政府決定価格製品の範囲内に属する新製品の試験販売価格を制定すること。ただし、特定の製品を除く。

4. その法による自主的価格決定権を侵害する行為を告発し、又は告訴すること。

第12条 経営者は価格活動をする際に、法律及び法規を遵守し、法により制定された政府指導価格、政府決定価格並びに法定の価格関与措置及び緊急措置を執行しなければならない。

第13条 経営者は商品を販売し、若しくは買い付け、又はサービスを供与する際に、政府の価格主管部門の規定により正札に価格を表示し、商品の品名、生産地、規格、等級、価格計算単位、価格又はサービスの項目及び費用收受標準等の関係状況を明記しなければならない。経営者は表示された価格のほか、価格を加算して商品を販売してはならず、かつ表示されていないいかなる費用も收受してはならない。

第14条 経営者は次に掲げる不正価格行為をしてはならない。

1. 相互に通謀し、市場価格を操縦し、他の経営者又は消費者の適法な権益を損なうこと。
2. 法により価格を下げて生鮮商品、季節性商品及び在庫商品等の商品进行处理することを除き、競争相手を排除し、又は市場を独占するため、原価を下回る価格によりダソピングし、正常な生産経営秩序を乱し、国の利益又は他の経営者の適法な権益を損なうこと。
3. 価格上昇の情報をねつ造し、又は流布し、価格をつり上げ、商品価格の暴騰を推進すること。
4. 虚偽の、又は人をして誤解させる価格手段を利用し、消費者又は他の経営者を誘引してそれらの者と取引をすること。
5. 同一の商品又はサービスを供与する際に、同等な取引条件を有する他の経営者に対し価格差別を実行すること。
6. 等級をつり上げ、又は等級を引き下げる等の手段を講じて商品を買付け、若しくは販売し、又はサービスを供与し、形態を変えて価格を引き上げ、又は引き下げること。
7. 法律又は法規の規定に違反し暴利を取得すること。
8. 法律及び行政法規の禁ずるその他の不正価格行為。

第15条 各種仲介機構が、有償サービスを供与して費用を收受する際は、この法律の規定を遵守しなければならない。他の法律に別段の定めのある場合は、関係規定により執行する。

第16条 経営者は輸入商品を販売し、又は輸出商品を買取る際に、この章の関係規定を遵守し、国内市場の秩序を維持保護しなければならない。

第17条 業種組織は価格に係る法律及び法規を遵守し、価格自律を強化し、政府の価格主管部門の業務上の指導を受け入れなければならない。

第3章 政府の価格決定行為

第18条 次に掲げる商品価格及びサービス価格については、政府は、必要のある場合、政府指導価格又は政府決定価格を実行することができる。

1. 国民経済の発展及び人民生活との関係が重大なごく少数の商品価格
2. 資源が希少な、又は欠けている少数の商品価格
3. 自然独占経営の商品価格
4. 重要な公用事業価格
5. 重要な公益性サービス価格

第19条 政府指導価格及び政府決定価格の価格決定の権限及び具体的適用範囲については、中央及び地方の価格決定リストを根拠とする。中央価格決定リストについては、国務院の価格主管部門が制定し、又は変更し、国務院に報告して承認を受けた後に公布する。地方価格決定リストについては、省、自治区及び直轄市の人民政府の価格主管部門が中央価格決定リスト所定の価格決定の権限及び具体的適用範囲に従い制定し、当該級の人民政府の審査同意を経て、国務院の価格主管部門に報告し審査、決定を経た後に公布する。省、自治区及び直轄市の人民政府以下の各級地方人民政府は、価格決定リストを制定してはならない。

第20条 国務院の価格主管部門その他の関係部門は、中央の価格決定リスト所定の価格決定の権限及び具体的適用範囲に従い、政府指導価格及び政府決定価格を制定する。その内重要な商品価格及びサービス価格の政府指導価格及び政府決定価格については、規定により国務院の承認を経なければならない。省、自治区及び直轄市の人民政府の価格主管部門その他の関係部門は、地方価格決定リスト所定の価格決定の権限及び具体的適用範囲に従い、当該地区において執行する政府指導価格及び政府決定価格を制定しなければならない。市及び県の人民政府は、省、自治区及び直轄市の人民政府の授権に基づき、地方価格決

定リスト所定の価格決定の権限及び具体的適用範囲に従い、当該地区において執行する政府指導価格及び政府決定価格を制定することができる。

第21条 政府指導価格及び政府決定価格を制定する場合は、関係する商品又はサービスの社会平均原価、市場の供給需要状況、国民経済及び社会発展の要求並びに社会の引受能力により、合理的購入販売差額価格、卸売小売差額価格、地区差額価格及び季節差額価格を実行しなければならない。

第22条 政府の価格主管部門その他の関係部門は、政府指導価格及び政府決定価格を制定する場合は、価格及び原価の調査を展開し、消費者、経営者及び関係分野の意見を聴取しなければならない。政府の価格主管部門が政府指導価格及び政府決定価格の価格及び原価に対する調査を展開する際に、関係単位は、状況をありのままに反映し、必要な帳簿、文書その他資料を提供しなければならない。

第23条 大衆の切実な利益に関連する公用事業価格、公益性サービス価格及び自然独占経営の商品価格等の政府指導価格及び政府決定価格を制定する場合は、聴聞会制度を確立し、政府の価格主管部門が主宰し、消費者、経営者及び関係分野の意見を求め、その必要性及び実行可能性を論証しなければならない。

第24条 政府指導価格及び政府決定価格は、これを制定した後に、価格を制定する部門が消費者及び経営者に対し公布する。

第25条 政府指導価格及び政府決定価格の具体的適用範囲及び価格水準については、経済運営状況に基づき、所定の価格決定の権限及び手続に従い適時に調整しなければならない。消費者及び経営者は、政府指導価格及び政府決定価格に対し調整提案を提出することができる。

第4章 価格全体水準の調整制御

第26条 市場価格の全体水準の安定化は、国の重要なマクロ経済政策目標である。国は、国民経済発展の必要及び社会の引受能力に基づき、市場価格の全体水準の調整制御目標を確定し、国民経済及び社会発展計画に組み入れ、かつ、通貨、財政、投資及び輸出入等の分野の政策及び措置を総合的に運用し、これを実現する。

第27条 政府は、重要な商品備蓄制度を確立し、価格調節基金を設置し、価格を調整コントロールし、市場を安定化させることができる。

第28条 価格調整制御及び管理の必要に適應するため、政府の価格主管部門は、価格モニター制度を確立し、重要な商品価格及びサービス価格の変動についてモニタリングをしなければならない。

第29条 政府は、食料等の重要な農産物の市場購入価格が低すぎる際に、買付けにおいて保護価格を実行し、かつ、相応する経済的措置を講じてその実現を保證することができる。

第30条 重要な商品価格及びサービス価格が顕著に上昇し、又は顕著に上昇するおそれのある場合は、国務院並びに省、自治区及び直轄市の人民政府は、一部の価格に対し、差額価格率又は利益率を限定し、限定価格を定め、価格引上申告制度及び価格調節届出制度の実行等の関与措置を講ずることができる。省、自治区及び直轄市の人民政府は、前項所定の関与措置を講ずる場合は、国務院に届け出なければならない。

第31条 市場価格の全体水準に劇的な波動等の異常状態が発生した場合は、国務院は、全国範囲内又は一部の区域内において価格決定権限の臨時的集中又は部分的若しくは全面的価格凍結の緊急措置を講ずることができる。

第32条 第30条及び前条の規定により関与措置又は緊急措置を実行する事由が消滅した後には、速やかに関与措置又は緊急措置を解除しなければならない。

第5章 価格監督検査

第33条 県級以上の各級人民政府の価格主管部門は、法により価格活動に対し監督検査をし、かつ、この法律の規定により価格違法行為に対し行政処罰を実施する。

第34条 政府の価格主管部門は、価格監督検査をする際に、次に掲げる職権を行使することができる。

1. 当事者又は関係者に対し質問し、かつ、それらの者に対し証明資料その他の価格違法行為と関連する資料を提供するよう要求すること。
2. 価格違法行為と関連する帳簿、書類、証憑、文書その他の資料について調査質問し、又はそれらを複製し、価格違法行為と関連する銀行資料を照合すること。

- 3 . 価格違法行為と関連する財物を検査し、必要のある場合は、当事者に対し関係する営業を暫定的に停止するよう命ずること。
- 4 . 証拠を滅失し、又は以後に取得が困難であるおそれのある場合は、法により登記保存を先行させること。
- 5 . 当事者又は関係者は、証拠を移転し、隠匿し、又は毀棄してはならないこと。

第35条 経営者は、政府の価格主管部門の監督検査を受ける際に、価格監督検査に必要な帳簿、書類、証憑、文書その他の資料を提供しなければならない。

第36条 政府部門の価格業務職員は、法により取得した資料又は知り得た状況を法による価格管理以外のいかなる他の目的にも使用してはならず、かつ、当事者の商業秘密を漏洩してはならない。

第37条 消費者組織、従業員価格監督組織、住民委員会及び村民委員会等の組織並びに消費者は、価格行為に対し社会監督をする権利を有する。政府の価格主管部門は、大衆の価格監督役割を十分に発揮させなければならない。報道単位は、価格世論監督をする権利を有する。

第38条 政府の価格主管部門は、価格違法行為に対する告発通報制度を確立しなければならない。いかなる単位及び個人も、価格違法行為に対し告発通報する権利を有する。政府の価格主管部門は、告発通報者に対し奨励を与え、かつ、告発通報者のため秘密を保持する責任を負わなければならない。

第6章 法律責任

第39条 経営者が政府指導価格、政府決定価格又は法定の価格関与措置若しくは緊急措置を執行しなかった場合は、是正するよう命じ、違法所得を没収するものとし、違法所得の5倍以下の罰金を併科することができる。違法所得のない場合は、罰金を科することができる。事案が重大である場合は、営業停止整頓を命ずる。

第40条 経営者に第14条所定の行為の1つがあった場合は、是正するよう命じ、違法所得を没収するものとし、違法所得の5倍以下の罰金を併科することができる。違法所得のない場合は、警告をするものとし、罰金を併科することができる。事案が重大である場合は、営業停止整頓を命じ、又は工商行政管理機関が営業許可証を取り消す。関係する法律に第14条所定の行為に対する処罰及び処罰機関について別段の定めのある場合は、関係する法律の規定によ

り執行することができる。第14条第1号及び第2号所定の行為があり、全国的なものに属する場合は、国务院の価格主管部門が認定する。省及び省以下の区域性のものに属する場合は、省、自治区及び直轄市の人民政府の価格主管部門が認定する。

第41条 経営者は、価格違法行為により消費者又は他の経営者をして代金を多く支払わせた場合は、多く支払わせた部分を返還しなければならない。損害をもたらした場合は、法により賠償責任を引き受なければならない。

第42条 経営者が正札価格表示の規定に違反した場合は、是正するよう命じ、違法所得を没収するものとし、5000元以下の罰金を併科することができる。

第43条 経営者が関係する営業の暫定的停止を命じられたのにこれを停止せず、又は法により登記保存する財物を移転し、隠匿し、又は毀棄した場合は、関係する営業所得又は移転し、隠匿し、若しくは毀棄した財物の価値相当額以上3倍以下の罰金を科する。

第44条 規定により監督検査に必要な資料の提供を拒絶し、又は虚偽資料を提供した場合は、是正するよう命じ、警告する。期間を経過して是正しなかった場合は、罰金を科することができる。

第45条 地方各級人民政府又は各級人民政府の関係部門がこの法律の規定に違反し、価格決定の権限及び範囲を超えて無断で価格を制定し、若しくは調整し、又は法定の価格関与措置若しくは緊急措置を執行しなかった場合は、是正するよう命ずるものとし、かつ、通報批判をすることができる。直接に責任を負う主管者その他の直接責任者に対しては、法により行政処分をする。

第46条 価格業務職員が国家秘密若しくは商業秘密を漏洩し、職権を濫用し、私利をはかり、職務を怠り、賄賂を請求し、又は賄賂を受領して犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合は、法により処分をする。

第7章 附則

第47条 国家行政機関の費用收受については、法に基づきこれを行い、收受費用項目を厳格に統制し、收受費用の範囲及び標準を限定しなければならない。費用收受の具体的管理弁法については、国务院が別に制定する。利率、為替レ

ート、保険料率、証券及び先物価格については、関係する法律及び行政法規の規定を適用し、この法律を適用しない。

第 4 8 条 この法律は、1998 年 5 月 1 日から施行する。

注記:

中国内においてに価格法に関する法的効力を有する正式な文書は中国語で制定され公布されたものであり、この日本語版は参考として使用することは出来ませんが、中国内において法的効力をもつ正式な文書ではありません。